

ではおとりになっておるか、この状況をお伺いしたいのでございます。何しろ、今、地方財政は御承知の通りの状況でございます。従って、経常的な経費ですらも支払いが困るというような状態でございますから、当然この災害等に対する応急の経費というものを支出する金がないわけでありまして、従って、どうしても政府側から心配をしてやらなければ応急の処置もできないというような状態にあることは当然でございます。ですから、政府としてはどうい措置を運んでおられるか、その融資につきましてはお伺いをいたしたいのであります。

○後藤政府委員 お答えいたします。北海道、東北の水害につきましては、逐次報告が集まっておりますが、私が承知いたしておりますのは、山形県だけがはつきりした融資の額を現在出ししております。あとは被害状況報告でありまして、まだ的確な資金措置を要求して私のところに参つておられないように思っております。これはいずれ出て参りますので、それぞれの関係機関に連絡をいたしまして融資をお願いしたいと思っておりますが、お話の通り資金が非常に不足しておりますので、私もいろいろといたしましては資金はもちろん出していただきたいのでありますけれども、資金が出るのがおそいようでありまして、本予算もきまつたことではありますから、きまつた補助金の概算払いを早くやつてもらふということによって、資金のつなぎをまず考えるのが一番簡単な方法ではないかというふうに考えております。従って、それぞれ資金の所要額がきまりましたら、関係の方面に連絡すると同時に、そう

いうふうな方法もあわせて考えていただろうかというふうに考えております。

○正示政府委員 大蔵省の方でございますが、各地から罹災救助の発動状況、被害状況の御連絡を随時受けております。被害の程度は私も常に関心を持っているわけでございますが、ただいまのところ、つなぎ融資につきましては、先ほど自治庁からお答えがございましたように、具体的にまだ話が進んでいないように思っております。これは理財局の資金課におきまして、今日資金の状況も非常に窮屈でございますが、御連絡を待つて、事情の許す限り善処いたすべく努力いたしておるうちに承知いたしております。

○北山委員 そうすると、自治庁の方には山形県しかまだ出ておられぬ。大蔵省の方にはつなぎ融資の要請は出ておりますか。

○正示政府委員 まだはつきりした御要求には接していないわけでありまして、

うことでありますが、具体的にいへばどういふことでございますか。その災害関係に直接見合う補助金でないものを、金繰りとして地方にやるといふ意味であるか、それかいつごろどの程度のものであるか、その程度であるか、もう少し具体的に御話を願いたい。

○後藤政府委員 資金の状況が、あまり十分に資金がないじゃないかという気が私どもいたしておりますので、もちろんつなぎ資金を出していただきたいのでありますが、それが間に合わないようでおくれるようであれば、せつかく本予算もきまつたことであるから、当該府県に本年度やるべき補助金の概算払いを早くやつてもらつて、それだけ資金が参りますれば、ある程度の応急的な対策ができるのじゃないか、かように考えております。これは県の資金の状況にもよりますし、公共事業の分量にもよりますが、そういうものをあわせて考えていただろうかというふうに、私自身考えているわけでありまして、

○北山委員 それでは、融資の関係はまたあとで伺いをいたします。これは地方債の関係もございまして、理財局がおいでになつてから何うかにいたしますが、実はこの委員会では、本年の地方財政の計画につきましても、先般いろいろと論議されたわけでございます。また衆参両院においても、予算委員会その他でも地方財政の財源措置についてはいろいろ論議されたわけでございますが、私どもの最も重要な点と思ふのは、本年度実際に地方団体が必要とする現実の実際的な財政所要額ですね、それが、われわれの計算ではなくて自治庁当局の計算に

よるといふと、一兆四百億ぐらい要する。地方財政審議会が意見書の中にも書いてございまして、一兆四百億ばかり要する。そういうことを自治庁の方でもお認めになつておる。いい悪いは別として、一兆四百億というところが、ことしの認められておる。ところが、ことしの地方財政の計画というものは、大蔵省の非常な圧縮を受けてまして、九千八百二十九億でございます。そこに非常な開きがあるわけでありまして、約六百億の開きがある。従つて、この六百億を財源措置をしてやるか、あるいは地方団体が圧縮をするか、節約をするかして切り捨てなければ、今年度の単年度だけでも赤字がふえるというふうなことは当然でございます。そういう計算になるわけですね。そういう事実を大蔵省としてはお認めになつておられるかどうか、これをまずお伺いしたい。

○正示政府委員 お答え申し上げます。まず最初にお断わり申し上げておきますが、政府部内におきましていろいろ予算の折衝がございまして、北山先生御承知のように各省から予算の要求がございまして、この要求は大体大蔵省と各省との間において相当大きく開きがございます。ひとり地方財政だけではないのでございまして、ただいま御指摘のような六百億近い開きにつきましては、要求の過程におきましては確かにそういうふうなお話もあつたかと思ふのでありますが、最終的に政府といたしましては、もちろん閣議において決定をされました財政計画を想定いたしました。これに対する財源措置をしようという考え方であらうかと思ふのであります。ただ、今六百億程

度の開きがあつた点について大蔵省はどう考えるかという点でございます。が、この点につきましては、最初に財政計画についての趣旨が、この交付税制度のもとにおきます場合と、いわゆる交付金制度のもとにおける場合と多少違つておるという点は、私から申し上げるまでもなく専門家であられますからよく御承知であらうと存じます。が、私どもはせつかく交付税制度になりました場合におきましては、やはりこの交付税制度のもとにおける実績というところを――これは交付税法の規定と地方の現実の財政収入と需要との関係が果して実績的にどういふふうなつき合せになるかという点は、常に関心を持つておる点であります。しかしながら昭和二十八年年度の決算というふうなものを基礎にいたしまして議論を進めて参りますと、どうしてもそこに相当の食い違いが出て参るのでございまして、特に二十八年年度は御承知のように国、地方を通じまして相当インフレ的な財政政策が行われたときでございます。かような事態でもございまして、二十八年度という特定の年度の決算を基礎にいたしまして議論を進めて参ることは、果してどうでございましょうかというふうな点に基本的な問題をまず第一に提起いたしまして、この点は自治庁御当局とも十分お話し合いをいたした上で、最終的にたたいまをお願いいたしておりますような措置をもつて、三十年度の地方財政の措置は、私どもとしては十分であるという考え方を持っております次第であります。

○北山委員 二十八年年度の決算を基礎

とすることが適当でないということはどういふわけでございますか。とにかく二十八年度の決算が財政上思わしくないとか好ましくないということは別として、二十八年度の決算が実態である。それは全体でいえば一兆七億くらいになるのです。帳簿計算を除きますと一兆二百億くらいですか、それから推算して二十九年度はそれよりも百億くらいふえるのじゃないか、一兆三百五十億くらいになるだろうということを自治庁も言っておられる。これが、いい悪いは別として、とにかく実態なんです。その実態から推算すると一國の方でやれば、たとえば自衛隊を三万人ふやすとかなんとかいうことは政策面でできるでしょう。地方団体の仕事というのは、国の仕事とは違って、いわゆる受動的な仕事です。たとえば生活保護法というものがあ

で締めなければ、あるいは交付税か何かで増してやるかしなければ、その穴が埋まらないわけなんです。これだけは理屈でも何でもないので。算術なんです。そういう事実をお認めになるかどうかということなんです。

○正示政府委員 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように私どもとしては、北山先生のお考えにお答えしたすには二つの段階において開きがあるわけでありまして、第一の開きは、今回の二二%という交付税の率、これは平年度の率でございますが、これが三十年度から初めて適用になるのでございますが、この率を定めました場合には私も基礎にいたしました数字、これは昭和二十五年年度の決算を基礎にいたしまして、いわゆる既定計画及びこれが是正ということによりまして年々積み重ねて参った方式、これによつて二二%という率が大体妥当であるというところに国会においてもお認めいただいたように承知をいたしております。そこで初めての平年化する今年でありますから、二二%の率がいいか悪いか、もとよりこれを検討する材料としていろいろの数字が出てくることは至当でございますが、まず二二%の率が初めて施行される年でもございいますから、この際従来の方式によつていこうではないかというふうな考え方をまずとつたわけでありまして、これが第一でございます。

それから二十八年度について、その事実を認めるかどうかという点でございますが、なるほど二十八年度は先ほども申し上げましたように、国におきましても相当のインフレーションナリーな財政政策が行われまして、これが地

方にも相当の影響を持ったということ、私もこれを認めるにやぶさかではございません。朝鮮動乱以来の特需の影響等で収入、支出の面が非常にウェイトして参った二十八年度というのが、いわば財政の一つの大きな転換の要素になったのでございまして、二十九年度以来というものは国及び地方を通じて、まことにわれわれとしては記憶に新しいような大きな転換を遂げまして、これがために地方におきましても真剣に再建の努力が始められておることは、一般に認められておるところかと思つてございまして、そこでさうなときでございまして、やはり二十八年度というものは一つの特殊な事態ではないかというふうに考え、一般的にまず原則としては従来のフォーミュラでいこう、しかしこれを反省する材料として持ち出された二十八年度はきわめて特殊な事例ではないか。こういう二つの意味におきまして、私どもとしてはやはりここに申し上げておりますような考え方をとるのが妥当ではないか、こういう意味で申し上げます。

○北山委員 どうも私のお尋ねしているのにお答えにならない。私は交付税が二二%を基礎にするとか、そういうことでなくて、とにかく二十八、二十九年度の実績というものを基礎にすれば、それで財政需要額のふえるものもあるし、そういうものを見込んでいつて、しかもそれを低目に見積つても、一兆四百億くらいは本年度の財政需要としてかかるのではないか。これは私の数字ではなくして、自治庁の地方財政審議会が意見書の中に書いてある数字なんです。その数字をお認めになる

かどうか。交付税の二二%とかそんなことは聞いていないんです。現実にはそれだけのものがかかつておるのじゃないかということなんです。

○正示政府委員 私どもは一応最終的には自治庁からお出した数字を以て財政計画というもので考えておりますが、このほかになお是正を要する問題があるのではないかと御趣旨のよううに拝聴いたすのでありますが、既定規模の中にどういふ要素があるかという点につきましては、いろいろ御議論のある点は承知いたしております。将来給与の実態調査等を行うべきであるというお考え方につきましては、私どもも賛意を表しておるわけでございますが、しかしこれが是正を行うという場合に、端的にこれを全部引き上げるといふふうに考えるべきかどうか、この点については、私どももいたしましてはやはり給与は適正な給与ということであるべきであり、また財政規模の中に入つて参ります場合におきましては、給与の単価と人員と両方の要素があるわけでございますから、それらの両面の要素につきまして、地方団体が二十九年度以来懸命な努力をしておられますところの財政再建の努力を無視するような結果に終らないことを期待いたしておる次第でございます。

○北山委員 そういう先のことを言われては困るのです。まだお聞きをしておらないことを答弁されても困るので、要するに現実に自治庁の方では、昭和二十八年度の決算というものは実態ですから、いい悪いは別として、そういうものを基礎として、警察費なども昨年はふえましたから、そういうものをやつていつて、低目に見積つて昨年

二十九年度は一兆三百五十億くらいだと、こう言っている。これを基礎にすると、これは御承知のように地方債の元利償還も百億以上ふえたのです。それから警察費も平年度にすればふえている、人口もふえているというふうなわけで、財政需要は昨年よりも非常にふえるわけなんです。そういうものを低目に見積つても一兆四百億かかるという数字なんです。その中には財政計画と数字の差違である、いわゆる給与の足正されない額四百億ばかりのものが含まれておる。もちろん含んでおりますが、とにかく一兆四百億くらいのもものがかるというところは、自治庁ではさういふふうに認めておるが、大蔵省は知らないのですか。

○正示政府委員 私どもが交付税の對象に考えております場合の、一つのあつておるべき姿というものと現実の財政支出というもののとの関係につきましては、これは議論いたしたすればいろいろ長い議論を必要とすると思うのでござい

ます。たとえば国におきましても一兆予算といふことを二十九年度以来打ち出しておるわけでございますが、現実の収支の規模は繰り越し等の関係もございまして、北山先生御承知のようにいろいろと増減があるわけでございます。そこで現実の決算上の支出につきま

しては、十分私どももお話を伺つておるわけでありまして、ただ三十年度の、ただいま申し上げておりますような地方財政に関するいろいろな措置の上におきまして、大蔵省はどう考へるかという点につきまして、私は意見を申し上げたわけでありまして、現実の支出の数字につきましては、常に自治

三

庁からいろいろとお話を伺っておることはおるのであります。

○北山委員 今までの通りでいけば、大体一兆四百億くらいはかかるだろうということは認めておるわけですね。

○正示政府委員 昭和二十八年年度の決算につきましては赤字額は、常々御報告を受けて伺っておるわけでありまして、二十九年度の決算上の赤字については、まだ確定をしないという事で、まだ確定的なお話を伺っておりません。一兆四百億という数字につきましては、はつきりという数字を伺った記憶がないのであります。ただ先ほど申し上げました給与費等につきましては、かりにこれを是正いたしますと、数百億の規模の是正を必要とするという御要望のあったことは事実でございますが、これにつきましては先ほど私が申し述べたような見解を持っております。

○北山委員 給与の方は是正しなければならぬ額を幾らと承知しておりますか。

○正示政府委員 これは給与実態調査を待たないとわからないと思ひます。

○北山委員 そんなことはないのです。給与の是正額であるとして、今までの言われているのは、政府の地方財政計画の給与額とそれから給与実態の開きなんですから、今までの言われている通りです。それが果して適当であるか、どのくらいを政府の方では是正しなければならぬかということをお調べするために実態調査をやるのであって、食い違いが幾らあるかわかりはわかっておらなければならぬはずですよ。

○正示政府委員 自治庁の御推算は私どもも伺ったことがございますが、こ

れを果してそのまま財政計画の増加とすべきかどうかについては、やはり実態調査の結果を待つべきであるという考えを持っております。

○北山委員 その額というのは大体今まで何べんも言われておりますからあらためて聞きませうけれども、そこを財政計画の上に載せて是正をするかしないかというところは先の事です。問題は、今度の政府の三十年年度の財政計画に載せておらぬことだけは明らかなんです。そうして、そういうものを含んで実際に地方団体が払っておるといふことも明らかなんです。是正しない地方団体ではその額を現実に払っているのです。そういうものを含めて一兆四百億くらい、見方によっては多少食い違いがあるかもしれませんが、その程度の金が地方団体として必要だ、それだけの給与を出すことがいいか悪いか別として、とにかく負担しているのだ、今までの通りいけば出さざるを得ないのだ、この理屈だけは認めるでしよう。ただ国の方ではその是正額は認めないというだけであって、現実に地方団体が払っている、その払っている額が総体から見れば一兆四百億を下らないだろう、こういうことを聞いているのです。

○正示政府委員 まず最初に、三十年年度におきまして給与単価の是正を全然やっていないかという点につきましては、これは全然やっていないくはないのであります。一部教職員その他補助金の対象になるようなものにつきましては、たとえば厚生省関係の職員等につきましては一部是正を行なっております。これは明白に人員が多く計上されて単価を不当に安く抑えておった

ような事実がはつきりいたしましたので、それらは実際に合わせた方がいいという判断のもとにやられたわけでございます。その次にたびたびの御質問でございますが、二十八年度の決算を基礎にして、それがいいか悪いか別にしないで、そのまま出しているとするればこれだけかかるというのを認めるかどうか、この点、北山先生ちょっと私言葉返して恐縮でございますが、しからば昭和二十八年年度の国の予算を基礎にして、国の財政はどうあるべきかという議論を展開いたしますと、これはとも一兆円予算ではおさまりがつかぬということになるのではないかと思ひのでございますが、しかしあのとき思ひ切つて一兆円予算ということでお締めになりまして、二十九年、三十年は一度は一兆円予算ということに参つておるのであります。しかもこの点は地方におきましても二十九年度以来真剣な努力があったのでありますから、私はやはり先ほど申し上げたように、そのまま推移するという考え方にちよつと御同意申し上げかねるのであります。地方団体自体が相当悪い切つたいいわゆる健全化政策、これは国の二十九年度、三十年年度にわたる一兆円予算そのまゝパレルにいつているかどうか疑問をいたしましたけれども、相当これを見た上でなければ、やはり軽々にこれだけの金がかかるはずであるというのは申し上げかねるというのが、率直な私の気持ちでございます。

○北山委員 どうも勘違いしておられるのじゃないかと思ひます。私はそのままの姿でやるべきだということをおっしゃっているのじゃないのです。ただ

現実にはやはり二十八年度の決算あるいは二十九年度のいろいろな財政需要の増加とかそういうものを見ていけば、現実にはそれだけの金が必要というはずになるのじゃないか。何らかの措置をしない限りはです。その実態を言っているのではありません。どうあるべきかというところは後の問題だ。あるべきであるということと現実にあるということの食い違いを私は聞いておるので

す。

○正示政府委員 たびたびでございますが、何らかの措置をしないというその措置は、地方のたとえば各府県の理事者が真剣におやりになった再建の努力、健全化の御努力というふうなもので、私は大きく響いてくるというふう

に考えるのであります。現に昭和二十八年年度の四百六十二億と通称言われております赤字、これにつきましては私どもいろいろ意見がございしますが、こういうものを再び二十九年度で出すというふうなことはなかつたと思ひのでございまして、やはりそこには北山先生御自身がおっしゃられました何らかの措置というものが大きく出ている。従つてこれはその何らかの措置の影響というものはつきりとつかまないう限り、私は軽々に申し上げかねるという趣旨でお答えを申し上げたのであります。

○北山委員 いや、とにかく実際に自治庁がそういうことを認めておるのであります。それなら申し上げますが、自治庁の中に設けられている地方財政審議会は昭和三十年年度の実際の財政需要というものを、一兆四百三億に見ておる、それはどうですか。何か間違つておるといふのですか。問

違つておるといふならば、実態はどのくらいになるかということをお大蔵省としてはどう見てられるのですか。

○正示政府委員 私全然承知しておりませんので、自治庁の方からお答え願ひます。

○後藤政府委員 私はお話を聞きまして、二つの問題があるのじゃないかと思つておりますが、二十八年度の決算を基礎にいたしまして地方財政の推計をいたしますと、三十年度は一兆四百億くらいの財政規模になるの

じゃないか、こういうふうには私は思ひます。しかし正示君の方にはあるべき財政需要というものを中心にものを考へておられますので、そちらの方から議論をされませう関係からいたしまして、現実の財政規模はやはりその後の状況によつて非常に変つていくのじゃないか。二十八年度は朝鮮ブームの影響で、同も地方も財政需要が膨張したのだから、これを基準にするのはどうもおかしいではないかということが一つと、もう一つはその後地方団体が非常に圧縮しておるから必ずしもそうならぬのじゃないかというお気持ちと、先ほど申しましたあるべき財政需要額という考え方が一緒に出ておるようで、お話を食い違つておるようになり、私どもは拝聴いたしましたのであります。

○北山委員 これは食い違つておるから食い違ふのです。あるべきといういろいろな地方団体の努力を織り込んで、なおかつやはり実態はそういうふうになるのだ、私はそう思う。そうでなければ、昭和二十八年年度の決算をそのまゝ基礎にして二十九年度の財政需要の増加をプラスして、それから三十

年度の需要の増加をプラスしていった

ならば、もっと大きくなるのですよ。自治庁がことしの初めごろに一兆八百億という数字を出したことがありますが、そういう数字になってしまふのです。それを今お話のような地方団体のいろいろな圧縮とか努力によって詰めた努力が入って、それを見込んで、だから低目に見積もっても、やはり年々の財政需要というものはふえてくる。たとえ公債費の増加ですね。いわゆる地方債の元利償還だけでも、年々百億以上ふえているでしょう。それだけに動かし得ない需要増加なのです。昨年と比べて今年は百十八億ふえておる。一昨年に比べると二百何十億ふえておるのです。そういうふうにはやむを得ない財政需要があるのです。朝鮮動乱の終息によって、なるほど経済界は不景気になったかも知れぬけれども、地方財政はそれに伴って縮小しないのです。それはなぜかという、ただいまのような公債費の財政需要増加、人口はふえるのですから人口の増加に伴うところの教育費の増加、あるいは警察制度改正に伴う財政需要の増加、そういうふうな財政需要がふえる要因がたくさんあるわけなのです。景気の縮小によって地方財政が自然に圧縮するようなものではないのです。むしろふやすようにしてある。因の方は一兆円にとどめておいて、一千億くらいずつ地方債を発行させておる。いわば国債は発行しないといながら地方債の形で出しておる。しほ寄せを地方団体に及ぼしてある。そういう政策的な要素が入っているから、地方財政は決して圧縮されないのです。むしろふえて参つておる。そういうものを一切がっさい見込んで、しかも地方団体の努力も織

り込んでみても、私は一兆四百億くらいになると思うし、また自治庁の事務局が作って地方財政審議会が自治庁長官に答申をした意見書、その中に明細に書いてある。だから決して私の私見ではないのです。実態はそうだというのです。それをどうあるべきかということとはこれから論ずるのであります。それを政府は、今年九千八百二十九億にしよう、こういうのでしよう。だからその間に六百億の開きがあるんだが、その六百億はどうするんだ、どういう形で圧縮をするのか。

○正示政府委員 自治庁は地方財政審議会にどういふ数字を出したのか、私どもの方は伺っておりました。ただいま北山先生のお話を伺っておりますと、私と考へ方はそう違わな

いというふうにも思ふのでありまして、結局私どもはどこまでも交付税制度のもとにおきましては、現実の収入支出はどうであるかということ、これはむしろ大事な点でございますが、どこまでも交付税法の規定によりまして三税の収入の一定割合を交付していただく、

そこでその交付の額のうちのいわゆる普通交付税の額と地方の基準財政収入と基準財政需要の差額、これのにらみ合せて、その開きが著しく異なることが引き起こしたという事象が起ると、これは一つの大きな問題になつてくる。そこでいつもそういう収入支出の差額の面は補充していくという立場に置かれておるように存じます

ので、自治庁がどういふ数字を出しているにせよ、その点についてあまり私どもとしてはお話を伺っていないのであります。ただいま北山先生の御指摘の点は、どうも拝聴いたしております

すと、先ほど申し上げたような給与の是正その他のことをやっていると、どうもそのくらいかかるのではないかと、先生御自身もお考えになるし、自治庁の事務局が審議会にお出しになった数字もそれと同じだといふような御趣旨に拝聴いたしたのでございますが、

からばその場合における地方の収入をどう見るかという点がまた新しい問題になつて参るのでございまして、私どもは常に基準財政収入と支出と両面をにらみ合せて、それが国会のおきめになりました交付税の率によるところの交付税額、これとどういふ関係になるかという点に常に注意を参らなければならぬといふふうに考へておる次第でございます。

○北山委員 それならばちょっと要えてお聞きしますが、自治庁は三十九年度の予算の地方財政計画及び交付税等の折衝について、初め大蔵省に對してどういふふうな案でもって折衝したか。私の聞いているところでは一兆三百五十億くらいだったかと思ひますが、そういうふうな財政規模でもって大蔵省に折衝したのじゃないかと思ふのです。どうでしょう。

○後藤政府委員 私どももいたしましては、最初に規模を是正したものを含めまして、大蔵省に要求をいたしました。た。

○北山委員 そうするとその金額は財政規模からいへばどのくらいですか。

○後藤政府委員 一兆三百五十億くらいの数字だったと思ひます。

○北山委員 自治庁も一兆三百五十億くらいしかかるといふ数字でもって大蔵省に折衝しておるのですから、大蔵省としては大体その数字はわかつておる

はずなんです。自治庁はその数字を誇大に出したのではなくて、やはり今までの決算なり実績を見、新しい財政需要といふものを見て、そして財政規模として一兆三百五十億くらいは要するという建前から、大蔵省に案を出して折衝したはずなんです。ですから自治庁で一応実態により近いものとしてその数字を出した。だから私の言うことは何も根拠がないのじゃなくて、実態がそれくらい要するんだ。それから大蔵省が査定されたわけなんです。たとえれば地方税を上げるという案に對して、これはいかぬと言つて上げない。また交付税を上げるということに對してもいかぬと言つて上げない。そして大蔵省がそれをぶつた切つたのではないですか。それをお伺いしたいと思ふのです。

○正示政府委員 先ほどもお断わり申し上げましたように政府内部の予算の要求額、査定額といふことはあまり申し上げたくないのでありますが、ただいま自治庁側からお話ございましたから申し上げますが、そのときの自治庁の御説明はただいまお答えがございましたように、二十八年度の決算を基礎にして、しかも給与等は正を要するものを是正したならばこうなるというお話でございます。そこで私どもはまず第一に二十八年度決算を基礎にする

ことについて先ほど申し上げたような意見を申し上げ、さらに給与の是正について実態調査の必要があることを申し上げまして、大体御同意に達した、かように考へておるのであります。北山先生のおっしゃることが根拠のないことなどとは毛頭考へておりませんし申し上げたつもりもございません

が、一応そういうことで最初の点につきましては、二十八年度の決算を基礎にすることや、給与の是正をいきなり織り込むということについては、交付税をせつかくお認めいただき、ことしから半年度としては初めて適用に相なる年において、さつそくそれを持ち出すということにつきましてはしつかりと実態を調査し、また二十九年度以来の地方公共団体の真剣な御努力というものがどう反映してくるかといふような考慮を加えて参る必要があるのじゃないかという考へ方をもち、また昭和三十年度といましては苦しい一兆円予算でございましてが、御承知のようになで得る限りのいろいろな措置をとつておる次第でございます。

○北山委員 同じことを繰り返すのはやめですが、そうすると自治庁の方では、二十八年度の決算があの通りでございましたが、二十九年度も地方財政の規模は大体わかつておられますか。現在では大体わかつておるのじゃないかと思ふのですが、どのくらいになつて

○後藤政府委員 二十九年度の財政規模がどの程度になつておりますか、先般お話し申し上げました赤字の概算額は、これは赤字の概算額の調べをいたしたものでありまして、こまかい数字は現在集計中でございますので、現在の程度になるか、私どもわかりかねておる次第でございます。

○北山委員 しかし予算委員会でも自治庁の見積りとしては、二十八年度の財政規模に約百億くらいはふえるだらうといふことを申されたことがござい

す。従つて昨年は一兆三百億くらいで

すか、大体そういうふうな見込みであります。そういたしますと、かりに一兆三百億ないし一兆三百五十億を基礎としても、九千八百二十九億にこれを落すのには、財政措置を講じない限りそこには五百億くらいの圧縮がなければならぬ。その五百億の圧縮というものをどういう形でするかは別として、とにかく五百億くらい圧縮をしなければ三十年度だけでも赤字ができるということは、大蔵省としてもお認めになると思うのですがいかがでしょう。

○正示政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、もちろん国におきましていろいろな地方財政につきましても是正すべき点はあると思っておりますが、しかし二十九年度以来の地方団体側の真剣な御努力が大きく反映してきておるといふことを、高く評価いたしておるのであります。現にただいま御指摘の点につきましては、二十八年度の決算上出てきた赤字と、二十九年度においてたゞいま推定の段階でございますが、出るであろうという赤字の間に大きな開きが出ておるわけでありまして、この点はたゞいま北山先生が御指摘になったように大きく開くものとは実は考えないのであります。地方は相当大きな健全化の御努力をしておられるものと期待いたしておるような次第でございます。

○北山委員 その健全化の努力について私は聞いておるわけではないのです。問題は本年度五百億以上、私の方から言えれば六百億くらいを圧縮しなければ——それは地方団体の努力だろうと思うのですが、六百億くらい赤字が出るということをお認めかどうかというのです。

○正示政府委員 健全化の面は、収入を確保する面と歳出を抑制する面と二つあるかと存じますが、そういう御努力が実を結びまして、二十八年度の決算上出てきた赤字額に比較いたしますと二十九年度は、たゞいままだ確定はいたしておりませんが見込まれております赤字額というものは相当減っております。私どもとしては、この点につきましては二十九年度の地方団体の財政健全化の御努力を非常に高く評価いたしておる次第であります。

○北山委員 委員長にお願いたしますが、政府委員は質問に対して答えるようにしていただきたい。私の質問に対して何にも答えておられない。別なことを言っておる。この点注意していただきたいと思ひます。私はこゝしの数字的なことを言っておるのである、期待しておるとかそんなことは別なことであります。そうじゃなくてその圧縮をしたあるいは節約をしたなりしなければならぬ金額が幾らあるか、私どもの方としては五百億ないし六百億であると思ひますが、その金額をお認めかどうかを聞いておるのであります。

○正示政府委員 北山先生にお答えいたしますが、私決して別のことを申し上げておるのではないのです。ただ先生が歳出の圧縮だけをおっしゃいます、そのほかに入入の確保、この面があるということをお指摘申し上げておるわけでありまして、そこで私どもとしては、そういう歳入と歳出との両方面をにらみまして、地方財政が健全化に努力をしておる歳入がどんなふうないきますれば、これは規模が伸びますけれども赤字は出ないのでありますから、私は規模だけを問題にするのではない

のでありまして、財源と歳出との両面をにらみまして、健全化の御努力が相当行われておりますから、あまりはなだしい赤字にはなっていないと考へております。従つて先生の五百億、六百億を圧縮しなければならぬかという御質問につきましては、実は歳入の面等をあわせ考えますと、そう大きな開きはないように思ふということをお答え申し上げておるわけでありまして。

○北山委員 しかし昨年だけでもやはり赤字はふえておるのです。二十九年度の概算の赤字は五百八十六億ですが、四百六十二億から百二十四億ばかりふえておるわけですね。昨年度だけでも努力の結果赤字のふえ方は少くなつたといへば言えないことではないのですが、二十九年度決算見込みは五百八十六億という赤字になつておる。二十八年度は四百六十二億であるといふに、昨年度だけでもやはり赤字は百二十四億ふえておるのです。そういう赤字解消のための努力というものは作用しておるにしても、やはりそういうものを全部繰り込んだ結果、自治庁としては一兆三百五十億くらい要するだろうというふうな見通しを立て、地方財政審議会は一兆四百億というふうな実質財政需要を見ておるのだから、それを圧縮なり、いろいろな財源を確保するための努力をしてやらなければならぬ金額は、五百億ないし六百億になるであらう。その金額をお認めかどうかというのです。

○正示政府委員 重ねて申し上げますと、私はやはり歳入歳出面を問題にいたしませんので、財政規模がどのくらいになるであらうかという問題は、やはり歳入の伸びに関係がございますか

ら、規模からいきなり赤字額というふうには出て参らないという点を重ねて申し上げておきたいと思ひます。そこで先生の御指摘のような御趣旨でございますと、私どもはまた二十九年度の赤字の見込みというもののついでに実は確定的にお話し申し上げたように、これは相対的に米中し上げたような、これは相対的に米中し上げたような、これと考へておきますので、この数字についてとやかく申し上げませんが、先生の御趣旨のように、五、六百億の赤字が二十九年度に出るということはとうてい考へられないのであります。百二十四億程度のものであるといふ今のお話もございましたが、これはやはり歳入歳出との開きは相当に圧縮されておる、ということをお断片的に申し上げておる、かように申し上げておるわけでありまして。

○北山委員 それならば別の角度からお伺いしますが、とにかく今度の政府の今年度地方財政計画というものは、その内容を見ると、計画の中にいろいろな圧縮する条項を入れておるわけですが、それはたとへば行政整理で八十一億、それからそれに伴う節減の方で旅費、物件費の節減が八十四億、合せて百六十五億、それから事業費の方では公共事業の方で百三十五億、それから単独事業費において百二十六億といふに圧縮の計画を立てておる。その財政計画の上に載つておる圧縮分でも四百二十六億あるのです。だからそれはその上にさらに給与の財源の是正がされておらないのですから、それがむしろプラスされるのではないか。まるまるプラスにならなくても、今年度の財政計画の上でもすでに四百二十六億

という節減を見ておるわけですね。それがいわゆる地方団体の努力をして、こういう圧縮をしなければならぬものを計画の上に認めておるのです。だからそういう圧縮がどの程度に上るかということになれば、政府案でも四百二十六億という圧縮なんです。それ以外に地方団体としては給与の単価をすぐに切り下げることはできないから、その分を何らかの圧縮なりあるいは財源確保でもつてやらなければならぬ部分がありまして、それが四百億とすれば全部で八百億くらいになるでしょう。そういうふうな圧縮をしたら、あるいは財源を求めたりする幅がどのくらいあるかということをお断片的に認めている。財政計画の上にそれだけ認めているのではない。

○正示政府委員 たゞいま四百六十億の圧縮と仰せになりましたが、これは二つのカテゴリーがあるかと存じます。行政整理をおおげにならなりましたが、これは二十九年度に行ひました整理の關係から歳出の面に影響が出て参りまして、当然の歳出の軽減という意味で出ているわけでありまして、公共事業費の点もおおげになりましたが、この面も二つあるわけでありまして、大部分のものは計画的な当然の減少ということに相なつてくるかと思ひます。大体においてたゞいまおあげになりました中の約二百億が、仰せの通り計画的な節約といふふうなカテゴリーに属するものかと考へますが、さういふ努力を一方においておられること、また一方において歳入確保の面に非常に努力しておられること、そういうことが必要であるということについては、私

必要であるということについては、私

は先生と意見を異にするものではない
ません。

○北山委員 とにかくそういう財政計
画の上に載っている節約だけでも、単
に自動的な財政需要の減少ばかりでは
ない。たとえば単独事業でも二回にお
たって圧縮している。一応五十億だけ
を圧縮した上にさらに七十六億、合せ
て百二十六億単独事業を切り捨ててい
る。それから公共事業、これは政府の
方の公共事業費が減るといふ関係もあ
りましようが、とにかくこれも百三十
五億というふうになる。行政整理に伴
うもの、あるいは削減に伴うものも相
当ありますが、そうするとかりに政府
の財政計画の上に載っている事業費た
けを見ても、二百六、七十億ぐらいの
事業費が減るような計画です。それに
伴う雇員人員の減少はどのくらいにな
りますか。同時にまた行政整理をあら
ためてやろうとしている。その行政整
理に伴う整理人員は何名になるか、自
治庁と大蔵省から聞きたい。

○後藤政府委員 財政計画に載ってい
るところの整理の人数は、一般職員が
八千三百五十人、これは昨年度と本年
度と二年にまたがるところの行政整理
のうち本年度分でありま。それから
警察職員が四千四百人でありま。こ
のうちの警察官が四千二百人、財政計
画に行政整理の数はそういうふうになっ
ております。

○正示政府委員 雇員関係につきまし
て、公共事業の関係で幾ら減ったかと
いう御質問でございますが、私も、こ
れは別に公共事業特別失業対策事業
及び一般の失業対策事業を通して
雇員関係を見ております。その詳細は
資料で申し上げますが、結論で申し上げ

げますと、完全失業者の数を昨年と同
じに抑えるために、失業対策事業にお
きましては昨年の十七万を二十二万に
ふやしまして、これだけのものを失業
対策事業に吸収するといふ措置を講じ
ております。なおそのほか知識階級
等の失業救済といたしましては、国勢
調査その他の調査事務を充実いたしま
して、これらに知識階級の吸収策を講
ずることにはいたしております。これに
よって完全失業者は昨年の程度にとど
まるように関係の各省と対策を講じた
次第でございます。なお各部門別の就
業の見込みにつきましては、追って資
料として提出をいたしたいと思いま
す。

○北山委員 公共事業及び単独事業費
節約に伴う雇員人員の減少といふこと
については、何か一定の基準があるか
と思うのですが、推定基準といいま
すか、それはわかりませんか。

○正示政府委員 ただいまちょっと手
元に資料を持ち合せませんが、これは
もとよりわかるわけでありま。それ
から昨年度以来の失業対策も非常に重
要性を加えて参りましたので、公共事
業等におきましても吸収率を非常に高
くいたしております。建設省当局と労働
省当局において、その点につきまし
て十分お打ち合せを願っております。
あります。私の方も御報告を受けてお
りますので、追って公共事業にどの程
度の就業を見込んでおるか、それから
その他の住宅対策といふのが御承知の
ように別途出ておりますから、この地
方財政の方では公共事業は減に出てお
りますが、四十二万戸計画といふもの
が大き、その他の公団あるいは公庫
住宅という形において出て参ります関

係もございまして、それら全体を合
せまして就業見込みの計画があるの
でございますが、ただいまちょっと手元
に持ち合せがございませんから、その
点は追って資料として提出いたしま
す。

○北山委員 私の計算なんです、公
共事業の雇員率といふんです、労務費
を四五%くらいに見るといふと、大体
公共事業費一億円当り一日平均四百二
十人くらい、そんな計算になるのです
が、その計算でいくとかりに単独事業
を公共事業と同じ率でみるならば、二
百六十億を減すことによつて十一万人
の失業者が出るという計算になるので
す。そういう計算はどこ間違ひがあ
りますか。

○正示政府委員 ただいまイエス、
ノーを申し上げる材料を持ち合せま
せんから、あとで材料を持って参りま
して説明をいたしたいと思います。

○北山委員 とにかくこれは参議院等
でも問題になったようでありま。地
方財政計画の面を見ると、失業対策
事業費の増加としてはわずかに五十五
億です。ところが今申し上げたように
公共事業費、単独事業費だけでも二百
六十億ばかり減つておるわけ。それ
以外に給与は正をしないものだから
相当の首切りをやらしておる。従つて
この政府案の行政整理の計画は八十三
百五十人でありましても、おそろしく
減はもつともと地方団体は首切りを
やつておるのです。首切りをやらして
おるのです。計画としては八千三百人
くらいしか行かないとしても、給与の
是正をやらないで、財政の健全化を要
請すれば、人員整理が何かして首切り
をしなければならぬ。首切りを適切

にしているわけ。そういうふうなもの
を合せて入れますと、今の事業費関係
で十万人以上、またそれ以外に数万人
の失業者が出るのかように考えられ
る。自治庁はこれについてどういふ
うに考えておりますか。

○正示政府委員 ちよつとただいまの
点でございますが、北山先生は地方財
政上の公共事業費の減の要素につきま
して御指摘でございますが、私さつき
申し上げましたように、住宅を大きな
政策として取り上げておりますから、
住宅の面とそれから道路、道路は御承
知のようにガソリン税の関係等で相当
伸びております。全体としての補助率
が、国庫負担と地方負担の割合の関係
から、地方の方の経費は相当に減つて
参りましても、国の方の経費あるいは
直轄事業の量、こういうものをあわせ
考えなければならぬといふ点がもう一
つあるかと存じます。この点をあわ
せてやはり私どもとしては就業の状況
を見て参らなければならぬのでありま
す。なおそのほか補助としては見
ておる。たとえば水道なんかは
一切この際補助として見ておらぬので
あります。ところが下水はある程度見た
のであります。これなどは金額的には比較
的小さな金額でございますが、しかし
労働者の吸収という面では非常に吸収
率は高いのであります。そういうもの
一切を合せて、先ほど申し上げまし
したように結局のところ失業対策とし
ては二十万人でございますが、その
程度のことを見ることによりまして、
完全失業者の数が前年度の横ばいの状
態でいく、こういうことで最終的には
全体の雇員対策を講じておるわけでござ
います。

○北山委員 もちろん地方団体を通じ
ないいろいろな事業費もあるわけでござ
いますから、そういうものもあわせ
て一つ資料を出していただきたい。し
かしそれにしても自治庁の方にお伺い
したいのは、給与を正しないために
地方団体が計画以上に首を切る、そう
いうことを一体どういふふうにお考え
になるか、普通ならば給与の実態調査
をやった上でなければ正をするかし
ないかといふことはきまらないのであ
りますから、少くとも給与の実態調査
が済むまでは首切りをちよつとストッ
プしておいてくれといふのが、ほんと
うではないかと思ふのですが、いかが
でしょうか。

○後藤政府委員 給与の実態調査と地
方の方の整理と私は直接すぐ関係がある
のではないかなと思つております。
つまり給与の実態調査をやりまし
た結果、規模の是正をしなければなら
ぬことは当然でございますが、それを
待たないで各地方でやつておりますの
は、それは各地方のそれぞれの当該年
度の財源の関係からいたしまして、ど
うしても財政規模を縮小し、歳出構造
を直していくといふことは、やはり当
然に考えていかなければならぬことで
あります。そういう建前から私は整
理をいたしておる、かように考えてお
ります。

○北山委員 しかしその各地方団体の
その年度の財政計画なり、あるいは予
算といふものは、国の財政計画によつ
て規定されておることは御承知の通り
であります。ところが国の財政計画の
方では給与の是正額は見えておらない。
ですから少くとも今のところでは見てお
らないものを基礎にして交付税がきま

り、地方税がきまつていくのですから、そこでやむを得ず給与の是正をしないうちに首切りか何かをしなければならぬように地方団体が追い込まれておる。だから私は申し上げておる。関連がないとはいえない。各地方団体が勝手に首切るといふわけにはいかない。やはり国の財政計画というものがきまり、起債なりあるいは交付税なりそれがきまつておるんだから、それじゃしようがないから地方団体は首を切る。だからこれはやはり国の方に関連がある。今のお答えはおかしいと思ふのです。

○後藤政府委員 国の与える財源が不足であるから首を切るといふふうには、すぐには申せないのじゃないかというのを申し上げたのでありまして、もちろん関連はございます。国の財源を十分に与えなかったというのでもございすけれども、その団体自体の歳出構造を直し、財政構造を直していかうという面から整理が行われておるものだ、私はかように考えておるのであります。

○大矢委員長 ちよつと、午後必ず大蔵大臣が出るということを今通知があったので、午後には確実に出て出席を願うことになっておりますから、どうでございすか、午前中はこの程度で休憩しては……

○鈴木(直)委員 関連して、今お話を聞いている間に、ちよつと大臣にお聞きしておきたいと思つた点があるので、地方財政法の三十条の二に「内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならぬ」ということになっております。その内閣というのはどういうこと

をさすのか、はつきりしておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 内閣は、自治庁だけじゃありません。内閣自体であります。これを出すのには、一応閣議に報告をして出します。

○鈴木(直)委員 大臣の説明によれば、これは自治庁ではないのだ。内閣で、閣議に報告して、閣議において決定したものを出しておる、こういうお話であります。ところがこの報告書が先般出しておるのです。この報告書によりますと、人件費の状況というところ、二十八年度において実際に支出したものは三千六百四十三億である。ところが地方財政計画上の人件費は三千二百一億である。その差額は四百四十二億で、実際支出した人件費の総額と地方財政計画上の人件費の算定額が食い違つておる、それだけ上回つておるのだ、これが地方財政逼迫の一大要因となつておるというふうになっておるのです。この内閣が責任をもつて国会に報告した、内閣総理大臣から衆議院議長あての報告書、これによると、二十八年度の附れた赤字、いわゆる地方財政計画上の人件費を上回つておる赤字が、四百四十二億あるというふうに報告されておる。ところが先ほどの北山委員と大蔵省との間の質疑応答によると、あまりそういうことを聞かなかったというふうなことで、大蔵省は知らない、自治庁はそう思つておるのだ、大蔵省は知らないというふうなお話で終つておる。私には聞いたのであります。そうすると、この報告と非常に違ふのであつて、内閣全体としてこれは是認されて報告されたものであると私は解釈するが、この点につ

いて大臣及び大蔵省局にたゞしておきたいと思ふ。

○正示政府委員 大臣のお許しを得ましたので、私から先に、私の答弁がどういう趣旨であつたかということだけ申し上げます。私は二十八年度の決算におきまして、赤字が出ておるとか、あるいは給与費が赤字になつておるといふことについて、これを否定しておるのではありません。これはただいま御指摘のように、報告に明らかになつておるところであります。ただ北山先生は、それを基礎にしていくと、三十年度において規模が一兆四百億くらいになるといふことを認めるか、こういう御質問でございしたから、その問題においても大きな財政政策の転換が行われて、二十九年度から一兆円予算をやつておる。地方も交付税制度が二十九年度から創設され、また地方団体側の真剣な財政健全化の御努力があつて、こういうことを考慮に入れると、そのまま横すべりで参るといふような考え方にはにわかにくみし得ない、こういうことを申し上げた次第でございまして、二十八年度の決算について、とやかく申し上げたわけではございません。

○鈴木(直)委員 それでは、この内閣総理大臣から衆議院議長に報告されておる二十八年度の人件費において、地方財政計画上の人件費よりも、実際に支出した人件費が四百四十二億上回つておるという報告については、その通りであるということをはつきり答えていたでございす。

○正示政府委員 この報告自体については異議はございません。ただこれをパラフレーズして、いろいろとどの項目でどうまかなれておるといふ細目は、私の方としては異議がございす。しかしこの報告自体については異議はございません。

○五島委員 北山さんの質問に対して、正示さんは明快な説明をされなかつた。しかし五百億程度の差があるといふことで、その問題で非常に地方自治団体は苦んでおる。従つて、大きいことじゃないが、小さい面について後藤財政部長の見解を聞いておきたいと思ひます。これは関連したことで、すから……私を知る地方団体では、いまだ地方税法も改正ができていない。それから再建整備法も今国会で審議中である。それから地方自治法の一部改正も国会で審議中である。従つて地方団体では、昭和三十年度のつきりした予算が組めないでいる。ところが、何としても地方団体の予算は早く組まなければならぬといふことで、私の知る地方団体では予算案が提出されている。ところがその中に、教職員関係の定期昇給というふうなものが全然予算の中に含まれていない。従つて当該地方団体の教職員関係は、自分たちが当然昇給が行われると期待していたにもかかわらず、昇給の予算がなくたつておるといふことを非常に心配しておる。この問題については、全国の地方団体においても相当あるのじゃないかと思ふわけですが、全国でどのくらい、こういうふうな定期昇給に見合うところの予算を削つておるかというところがわかつておるんですか。

○後藤政府委員 定期昇給の予算をはつきり組んでいない果が、相当あると思ひます。これは当初の予算が骨格予算でございまして、財源の見通しがつかないために骨格予算になつておるのではありません。従つて、これから国の予算に伴います補正予算を、どの程度にするかということに関連いたしました財源を出すわけですが、それと見合つてあとから補正をするといふところも相当あると思ひます。しかし現在のところでは、そういうものを考慮に入れたら、定期昇給の財源が不足しないといふようなところもあるのじゃないかと思つておられます。そういう果がどのくらいあるかといふことは、私どもの確かな調査をいたしておりますが、果でありますれば、ある程度わかりはしないかと思つておりますので、一応調べてみたいと思ひます。

○五島委員 それはよろしいです。ところが今正示さんは、昭和三十年度は財政収入と支出のバランスというものが非常に接近してきた。従つて赤字といふものは非常に差が少なくなつてきて、健全財政の一路をたどつておるというふうなことを言われたわけですが、ところが今までの委員会において、大臣は、地方財政の非常事態であると行われておるわけですが、こういうふうな健全財政の一路をたどりつとあるといふふうな、非常に喜ばしい表現をされる反面、自治庁長官のように、非常事態であるといふふうな表現をされる、何が何だかわからない。しかしながら、地方団体においてこういうふうな、公務員あるいは教職員の昇給を停止し、そして大きな首切りがわれわれには予想できる中において、健全財政であるといふようなことを謳歌されることかわからない。従つて、昭和三十年度の財政計画を見ると、昇給による増が一億六千万円予想されてお

目である。従つて、これから国の予算に伴います補正予算を、どの程度にするかということに関連いたしました財源を出すわけですが、それと見合つてあとから補正をするといふところも相当あると思ひます。しかし現在のところでは、そういうものを考慮に入れたら、定期昇給の財源が不足しないといふようなところもあるのじゃないかと思つておられます。そういう果がどのくらいあるかといふことは、私どもの確かな調査をいたしておりますが、果でありますれば、ある程度わかりはしないかと思つておりますので、一応調べてみたいと思ひます。

○五島委員 それはよろしいです。ところが今正示さんは、昭和三十年度は財政収入と支出のバランスというものが非常に接近してきた。従つて赤字といふものは非常に差が少なくなつてきて、健全財政の一路をたどつておるというふうなことを言われたわけですが、ところが今までの委員会において、大臣は、地方財政の非常事態であると行われておるわけですが、こういうふうな健全財政の一路をたどりつとあるといふふうな、非常に喜ばしい表現をされる反面、自治庁長官のように、非常事態であるといふふうな表現をされる、何が何だかわからない。しかしながら、地方団体においてこういうふうな、公務員あるいは教職員の昇給を停止し、そして大きな首切りがわれわれには予想できる中において、健全財政であるといふようなことを謳歌されることかわからない。従つて、昭和三十年度の財政計画を見ると、昇給による増が一億六千万円予想されてお

かいたために骨格予算になつておるのではありません。従つて、これから国の予算に伴います補正予算を、どの程度にするかということに関連いたしました財源を出すわけですが、それと見合つてあとから補正をするといふところも相当あると思ひます。しかし現在のところでは、そういうものを考慮に入れたら、定期昇給の財源が不足しないといふようなところもあるのじゃないかと思つておられます。そういう果がどのくらいあるかといふことは、私どもの確かな調査をいたしておりますが、果でありますれば、ある程度わかりはしないかと思つておりますので、一応調べてみたいと思ひます。

る。ところがこれは単に七十一億円だけ昇給があるだろうというように、数字の羅列にほかならないというように思われるわけだ。従って自治庁長官は、昇給制の中止は地方団体の財政が逼迫しているから、その当該地方団体において、これを切り抜けるためにこういうような昇給制をストップしたりするということは、節約の一環である非常に喜ばれて、こういうことを見守られるつもりでありますか。

○川島國務大臣 財政計画を全体としてごらん願いませんと、何といたしましても六千五百という多数にわたる地方団体を一括して、あの計画を作ったのであります。いづれも団体によりまして財政運営の事情が違いますので、財政計画策定の際には、昇給財源としてお示しの金額を見てあるものであります。個々の地方団体になりますと、いろいろな制約がありまして、昇給が必ずしもできない県、市町村のあることは事実であると思っております。私どもはしかし地方財政の健全化のため、赤字解消のためにその一切のしわ寄せを給与の面に持っていくのだ、昇給ストップに持っていくのだというふうには考えていないのであります。個々の地方団体が全体としてのものを考えてやってもらいたい、こういうふうには思っておるわけでありませう。

○五島委員 長官の言われることを地方公務員が聞いたら、非常に嬉しがるだろうと思ふのです。首切りや賃金のストップや昇給制度の停止というようなことを考えていないのだと言われれば、やれ安心だと思ふかもしれませうけれども、事実はそういう方向に進行

しつつある。そういう方向に進行しているということは、長官が考えられた方向に進んでいるということの意味するわけだ。従って長官はこういうような賃金のストップとか、あるいは首切りとか、あるいは昇給制度の停止というようなことを考えられていないにもかかわらず、事実がそういう方向に進行し、地方団体が財政の逼迫の中から昇給制を止めなければならぬ、予算に組み込まれないというような事情が、そこそこ現われておるといふふうな私たちは思っておるわけでありませう。こういうことについてどういふように考え、どういふように措置されるお氣持があるかということ、ここで明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島國務大臣 財政計画は決してひもつきではないのであります。各地方団体が個々の運営をするのでありますから、県によりましては昇給をストップするところもありませうし、また給与の面については相当に尊重しまして、他の事業の方面において圧迫する県もありませうし、これは個々の県の長と議会との話し合いをするところによつてきまるのでありますから、私には一概にこの財政計画通りに昇給しなければならぬというのは、ここで申し上げる資格はないのであります。これは全く地方団体の性格上地方にまかすほかないのであります。私たちが示すだけの権限も資格も持っておりません。ただ財政計画を策定する際には昇給分としてこれだけ見積つたのだというところは、これは地方ではつきりわかるわけでありまして、それを地方の財政計画の参考基準にして、各地

方が個々に三十年度の財政規模というものを作るわけでありませうから、一概にこれがどういふこととはここで申し上げられないわけでありませう。

○五島委員 わかりました。そういうような考え方で、各地方団体が昭和三十年度の財政計画を基礎として、予算を仕組まれておる。そうすると昇給が予算に組み込まれないで、そうして当然二・五％程度は昇給され得るものであるのに、そこに期待をかけていたにもかかわらず、それは地方団体の自由であつて、昇給をストップするのでも、首切りもよかるう、これは自治庁としてはタッチできないものである。そして今度は大きいワタから見て非常時局であつて、そんな節約してもらわなければならぬということ、院内で川島大臣あたりはどんな言つておられる。そういうことが地方団体において大きな予算の基準となつて、そうして地方公務員の給与の問題について大きく現れてくる、こういうふうなことは地方財政の面から節約、首切りと、そういうような相矛盾したことが全体的に起きてくる。こういうふうなことにについてはより真剣に自治庁は考へ、そうして援助し、親心を持つてすべきであると思ふわけだ。もちろん地方財政は逼迫しております。そして非常時局だということ、地方公務員が期待していたところのものがほんとうに西餅に帰しつあるというふうなことは相ならぬといふふうに考えますから、よく調査をしてもらつて、そうして親心を持つてこういう問題に善処されるように希望いたします次第であります。北山さんの大きな質問である前年度から五百億程度の節約といふこ

とを現実に認めるかどうかについてはつきりした説明がなかつた、ただ考へ方が違つたという説明があつた、しかしながら事実はこのように進んでおるということをお自治庁はよく認識すべきであると思ひます。時間がありませんから、これで打ち切ります。

○川村(継)委員 関連して一つ聞きますが、今長官からお話のあつたことについて、ぜひ聞いておかねばならぬと思ひますが、長官から地方財政計画の問題、地方財政との関係について、お話をあつたことについてのお氣持はよくわかりませう。しかし結果においてお話を聞いておられるように現実には長官が考えておられるように現実にはなつていない。そこで昇給もかつてにストップして、首もかつてに切れ、そうしなければ地方財政はよくならぬといふことを長官が考えておられなくとも、結果はそういうことには持つていくことを期待しておるのではないかと、いうことを、疑わざるを得ない羽目になつておるといふことをよくお考えいただきたいと思ひます。たとえばこの間資料をいただいたのですが、六月の夏季手当の〇・七五をどのくらい支給されたか、この前いただいた資料を見ても六月の十五日に〇・七五支給されておる県は非常に少ない。これが支給されておらないといふことはこの前の表に出ておつたと思ひます。国家公務員に地方公務員の方は一体どれだけもらつておるかといふと、不交付団体はいざ知らず、交付団体においてはほとんどまだもらつていない。ところが長官は、あのときに十億ぐらゐの短期融資をしてやる用意があるといふことをおっしゃつた、それも各県の希望する

ところにはとおっしゃつたが、一体どれくらい、(一)〇五の国家公務員に見合うところのプラス・アルファを出すために、地方からそのような財源措置を要求して参りましたか、それをちよつと聞きたいと思ひます。

○川島國務大臣 まだ私具體的に聞いておりませんから、調べましてから御報告申し上げます。

○川村(継)委員 おそらく〇・〇五の財源はないのであります。地方公共団体は出せない。かといつて、国家公務員に出したから地方公務員にも出さなければならぬといつて、じや一つだれか融資してくれといつて申し込んでくる、申し出たところの団体は、私の想像では、ないと思ひます。そういうふうな地方の団体は財政的に行き詰まつてゐるといふような状態をよく考へて、やはり地方の公務員関係、あるいはすべての地方の今日詰まつておる財政状況を一つお考えいただきたいといふことをきようは一つつけ加えて……

○川島國務大臣 あのときも申し上げたのであります。地方資金で非常金繰りの詰まつておるところ、ただ〇・〇五だけの財源措置でなしに、一般的の財源措置をするその一つの要素に加えるのだ、こういうことを申し上げたわけでありまして、そういうことは大蔵省との間にも話がついておるわけでありませう。お示しの点は、調べてみますが、あるいは単に抜き出して〇・〇五だけ融資を受けた地方団体がどれだけあるかといふことは、あるいはわからないのじやないかと思ひます。今金繰りに困つておる地方団体に對して融資する場合に、〇・〇五の支給は一つの要素にする、こういうこと

で、大蔵省と自治庁の間で了解ができて、そういう処置をとったわけでありませう。なおその点はよく調べてみなければならぬ、御了承願ひしておきます。

○川村(経)委員 それでは最後に一言お願いしておきます。さつきも五島君から言っておりましたように、地方の府県にいたしまして、県の予算を組む場合に現在本格的な予算が組めていないというものが非常に多いと思うのです。から予算というものをいふん組んでおるようなのです。そこで現実

は——これは大きな地方財政の問題からいくと、小さい問題かもしれせんけれども、公務員の昇給、昇格を全部ストップしておる。そういうようなやり方をしておる。それから二百名なり三百名なりの大規模な首切りを要求しておるというふうな事、そういうのが現実になって現われてきておる。長官としては今度のこの国会における地方財政等の審議に当って、そういうような実態をよく一つ御認識いただいて御努力願ひたい。またいづれいろいろお聞きしたいと思ひますが、きょうはそれだけつけ加えておきます。

○鈴木(直)委員 午後大蔵大臣にお聞きしたいと思ひておるのですが、実は今に閣議してこういうことをお聞きしたいと思ひておられますから、あらかじめ両大臣でお話をやっていたかと思ひます。すなわち現在三十年度の給与につきまして実態調査を行なつておるという事は先ほどお話があつた通りであります。そして三十年度の当初の、今国会に提出されておるところの計画ではそれは残されて、そしてそれを含まない計画になつておるという事を何回も言われておるの

です。実態調査はこの秋ごろにできるであらう、秋ごろにできたらば財政的な措置を考へるというような自治庁長官のお話は何回もあつたわけですね。本会議でもありました。そこで実態調査が今行われておると思ひますが、いつごろでるか。先ほど私がお聞きしました四百四十二億というものは地方財政計画を上回つておる。現実には給与を支出している二十八年年度の額である。今調査しておるのとはおそろしく三十九年度の調査だと思ひます。二

年たちましてもそれより少しくらいは多くなつておるかも知れない、少くはなつていないかも知れない。そういう際に相当額のものが実態調査の結果現れてくるだらうと思ひます。それに対して三十九年度中にどのような措置をされるのか、それを実は大蔵大臣にもお聞きしたいと思ひますから、その点については両省においてきめておいていただきたいと思ひます。

○大矢委員 それでは午前の会議はこの程度にして休憩したいと思ひます。午後は二時から再開いたします。それから、どうぞ時間を厳守願ひします。それでは休憩いたします。

午後三時一分開議

○大矢委員 再開いたします。休憩前に引き続き地方交付税法の一部を改正する法律案外四法案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、順次これを許します。北山君。

○北山委員 地方財政の問題につきまして二、三お伺ひしたいのですが、御承知のように地方財政の赤字の原因といふのは、ことしの三月に鳩山総理の名前で国会に提出されました地方財政白書の中では、いろいろ赤字の原因が書いてあるわけでありませう。第一は、地方財政計画上の地方公務員の給与と実態が食い違つておるという点と、それから国の補助事業につきまして補助の準備が低過ぎる、そこで地方団体が余力な負担を補助事業についてやらなければならぬ、あるいは災害の負担が非常に多いとか、あるいは地方債の元利償還の負担が非常に多いといふふうなことで、原因がたくさん出ておるわけですね。従つて政府が正式に提出されたこの地方財政白書の中で、総理の名前で認めた地方財政赤字の原因といふのはそこにあるんだ、こういうふうな言ひをしなければならぬし、私もそのように思つております。そこで地方財政赤字の解消のためには、その原因の一つ一つを取り除くというところが当然対策でなければならぬと思ひますが、大蔵大臣はこれについてどのようにお考えでございませうか。

○一萬田国務大臣 仰せのように地方財政の赤字の真の原因を明確にいたしまして、そしてこれを個々にメスを入れて健全化をはかつていくということにいたしたいと思ひます。

○北山委員 ただいまの大蔵大臣のお考えですが、鳩山内閣が認めたところの地方財政の赤字の個々の原因についてメスを入れて、これを解決していくといふことが、本年度の政府の財政計画あるいは予算の中にはどのような具体化されておりますか。

○一萬田国務大臣 まだ原因につきまして、たとえば給与費なんかこれは大

きなものと思ひますが、これらについてたゞいま実態を調査いたしております、どういふふうになるかその結果も見なくてはなりませんが、大体この三十九年度の予算、特に地方財政につきましては、そのよつてくるところがす

でに長い間累積した結果が多いのでありまして、従ひましてこれを一朝一夕に真に健全化に持つていくのには、三十九年度の財政、国全体あるいは地方を通じての財政として容易でない、そこでとりあえず、私どもは三十九年度の予算におきましては、従来の赤字につきまして、あるいは言葉が不適当かも知れませんが、応急的に処理いたして、そして今後三十九年度等におきまして、さらにこれを真に健全化の道をたどらしていく、一応こういうふうな考

えておるわけでありませう。

○北山委員 累積した地方財政の赤字といふのは、二十九年度のしまいで五十八億と云われております。その原因は、鳩山内閣の財政白書の中に書いてあるようないろいろな原因が累積したものだ、果してそうであるならば、その責任は主として政府の方、国の方にあるのじゃないか。鳩山内閣だけとは申しませんが、とにかく国の側にその地方財政赤字のおもな原因があるんだといふなければならぬ。また鳩山内閣がこれを認めておるわけでありませう。従つてその過去の赤字の累積についても、また国の責任において解決をするのが当然の結論であらうと思ひます。ところが今年度の政府の、過去の赤字五十八億に対する対策としては、例の再建促進法によつて二百億の再建起債を許す、そしてそのうち地方の金融機関から借りるもの、いわゆる公募債については二分の

利子補給、七千五百万円の利子補給をする、これだけなんです。これでは国の方で自分が認めておる地方財政の赤字の原因とその責任をとる、果して国の方で責任を持つてやつたと言へるかどうか。まことに政府の施策としては責任をとならない考え方じゃないか、主として地方団体の責任において解決をさせよう、こういう考え方が底に流れておるのじゃないかと私は思ひます。そのうち、さつきも五島君から言つたように、地方の府県にいたしまして、県の予算を組む場合に現在本格的な予算が組めていないというものが非常に多いと思うのです。から予算というものをいふん組んでおるようなのです。そこで現実

は——これは大きな地方財政の問題からいくと、小さい問題かもしれせんけれども、公務員の昇給、昇格を全部ストップしておる。そういうようなやり方をしておる。それから二百名なり三百名なりの大規模な首切りを要求しておるというふうな事、そういうのが現実になって現われてきておる。長官としては今度のこの国会における地方財政等の審議に当って、そういうような実態をよく一つ御認識いただいて御努力願ひたい。またいづれいろいろお聞きしたいと思ひますが、きょうはそれだけつけ加えておきます。

○鈴木(直)委員 午後大蔵大臣にお聞きしたいと思ひておるのですが、実は今に閣議してこういうことをお聞きしたいと思ひておられますから、あらかじめ両大臣でお話をやっていたかと思ひます。すなわち現在三十年度の給与につきまして実態調査を行なつておるという事は先ほどお話があつた通りであります。そして三十年度の当初の、今国会に提出されておるところの計画ではそれは残されて、そしてそれを含まない計画になつておるという事を何回も言われておるの

です。実態調査はこの秋ごろにできるであらう、秋ごろにできたらば財政的な措置を考へるというような自治庁長官のお話は何回もあつたわけですね。本会議でもありました。そこで実態調査が今行われておると思ひますが、いつごろでるか。先ほど私がお聞きしました四百四十二億というものは地方財政計画を上回つておる。現実には給与を支出している二十八年年度の額である。今調査しておるのとはおそろしく三十九年度の調査だと思ひます。二

年たちましてもそれより少しくらいは多くなつておるかも知れない、少くはなつていないかも知れない。そういう際に相当額のものが実態調査の結果現れてくるだらうと思ひます。それに対して三十九年度中にどのような措置をされるのか、それを実は大蔵大臣にもお聞きしたいと思ひますから、その点については両省においてきめておいていただきたいと思ひます。

○大矢委員 それでは午前の会議はこの程度にして休憩したいと思ひます。午後は二時から再開いたします。それから、どうぞ時間を厳守願ひします。それでは休憩いたします。

午後三時一分開議

○大矢委員 再開いたします。休憩前に引き続き地方交付税法の一部を改正する法律案外四法案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、順次これを許します。北山君。

○北山委員 地方財政の問題につきまして二、三お伺ひしたいのですが、御承知のように地方財政の赤字の原因といふのは、ことしの三月に鳩山総理の名前で国会に提出されました地方財政白書の中では、いろいろ赤字の原因が書いてあるわけでありませう。第一は、地方財政計画上の地方公務員の給与と実態が食い違つておるという点と、それから国の補助事業につきまして補助の準備が低過ぎる、そこで地方団体が余力な負担を補助事業についてやらなければならぬ、あるいは災害の負担が非常に多いとか、あるいは地方債の元利償還の負担が非常に多いといふふうなことで、原因がたくさん出ておるわけですね。従つて政府が正式に提出されたこの地方財政白書の中で、総理の名前で認めた地方財政赤字の原因といふのはそこにあるんだ、こういうふうな言ひをしなければならぬし、私もそのように思つております。そこで地方財政赤字の解消のためには、その原因の一つ一つを取り除くというところが当然対策でなければならぬと思ひますが、大蔵大臣はこれについてどのようにお考えでございませうか。

○一萬田国務大臣 仰せのように地方財政の赤字の真の原因を明確にいたしまして、そしてこれを個々にメスを入れて健全化をはかつていくということにいたしたいと思ひます。

○北山委員 ただいまの大蔵大臣のお考えですが、鳩山内閣が認めたところの地方財政の赤字の個々の原因についてメスを入れて、これを解決していくといふことが、本年度の政府の財政計画あるいは予算の中にはどのような具体化されておりますか。

○一萬田国務大臣 まだ原因につきまして、たとえば給与費なんかこれは大

きなものと思ひますが、これらについてたゞいま実態を調査いたしております、どういふふうになるかその結果も見なくてはなりませんが、大体この三十九年度の予算、特に地方財政につきましては、そのよつてくるところがす

でに長い間累積した結果が多いのでありまして、従ひましてこれを一朝一夕に真に健全化に持つていくのには、三十九年度の財政、国全体あるいは地方を通じての財政として容易でない、そこでとりあえず、私どもは三十九年度の予算におきましては、従来の赤字につきまして、あるいは言葉が不適当かも知れませんが、応急的に処理いたして、そして今後三十九年度等におきまして、さらにこれを真に健全化の道をたどらしていく、一応こういうふうな考

えておるわけでありませう。

○北山委員 累積した地方財政の赤字といふのは、二十九年度のしまいで五十八億と云われております。その原因は、鳩山内閣の財政白書の中に書いてあるようないろいろな原因が累積したものだ、果してそうであるならば、その責任は主として政府の方、国の方にあるのじゃないか。鳩山内閣だけとは申しませんが、とにかく国の側にその地方財政赤字のおもな原因があるんだといふなければならぬ。また鳩山内閣がこれを認めておるわけでありませう。従つてその過去の赤字の累積についても、また国の責任において解決をするのが当然の結論であらうと思ひます。ところが今年度の政府の、過去の赤字五十八億に対する対策としては、例の再建促進法によつて二百億の再建起債を許す、そしてそのうち地方の金融機関から借りるもの、いわゆる公募債については二分の

利子補給、七千五百万円の利子補給をする、これだけなんです。これでは国の方で自分が認めておる地方財政の赤字の原因とその責任をとる、果して国の方で責任を持つてやつたと言へるかどうか。まことに政府の施策としては責任をとならない考え方じゃないか、主として地方団体の責任において解決をさせよう、こういう考え方が底に流れておるのじゃないかと私は思ひます。そのうち、さつきも五島君から言つたように、地方の府県にいたしまして、県の予算を組む場合に現在本格的な予算が組めていないというものが非常に多いと思うのです。から予算というものをいふん組んでおるようなのです。そこで現実

は——これは大きな地方財政の問題からいくと、小さい問題かもしれせんけれども、公務員の昇給、昇格を全部ストップしておる。そういうようなやり方をしておる。それから二百名なり三百名なりの大規模な首切りを要求しておるというふうな事、そういうのが現実になって現われてきておる。長官としては今度のこの国会における地方財政等の審議に当って、そういうような実態をよく一つ御認識いただいて御努力願ひたい。またいづれいろいろお聞きしたいと思ひますが、きょうはそれだけつけ加えておきます。

○鈴木(直)委員 午後大蔵大臣にお聞きしたいと思ひておるのですが、実は今に閣議してこういうことをお聞きしたいと思ひておられますから、あらかじめ両大臣でお話をやっていたかと思ひます。すなわち現在三十年度の給与につきまして実態調査を行なつておるという事は先ほどお話があつた通りであります。そして三十年度の当初の、今国会に提出されておるところの計画ではそれは残されて、そしてそれを含まない計画になつておるという事を何回も言われておるの

です。実態調査はこの秋ごろにできるであらう、秋ごろにできたらば財政的な措置を考へるというような自治庁長官のお話は何回もあつたわけですね。本会議でもありました。そこで実態調査が今行われておると思ひますが、いつごろでるか。先ほど私がお聞きしました四百四十二億というものは地方財政計画を上回つておる。現実には給与を支出している二十八年年度の額である。今調査しておるのとはおそろしく三十九年度の調査だと思ひます。二

年たちましてもそれより少しくらいは多くなつておるかも知れない、少くはなつていないかも知れない。そういう際に相当額のものが実態調査の結果現れてくるだらうと思ひます。それに対して三十九年度中にどのような措置をされるのか、それを実は大蔵大臣にもお聞きしたいと思ひますから、その点については両省においてきめておいていただきたいと思ひます。

○大矢委員 それでは午前の会議はこの程度にして休憩したいと思ひます。午後は二時から再開いたします。それから、どうぞ時間を厳守願ひします。それでは休憩いたします。

午後三時一分開議

ありますから、これらのものを十分検討して、そうして国が当然負うべきものについては、国として適当な措置を今後とるべきであると考えます。ただ私がなお申し上げておきたいことは、どうも何でも国の責任というような考え方、これはごもっともな点もあると思いますが、何でも国にたよって、これは当然国が悪いのじゃないか、国から金をよこしたらいだらう、こういう考え方は、私はどちらかというと、今日の日本の行政費あるいはたとえば交付税というようなものの建前等から考えても、もう少し地方も考え直してみなくてはならぬのじゃないか、また地方団体の制度自体ももう少し考える必要があるのじゃないか。要するに私の考えでは仕事と財源といいますが、その仕事を可能ならしむる主力的な財源がどうもバランスがとれないというように、今後の地方財政の再建については考えなくてはならない。ただ仕事が多いから金をくれといつても、なかなか今日の日本の情勢では許しませんので、仕事の分量を適正ならしむるということもやはり必要じゃないか、こういうふうな考え方でありまして、先ほどから申しますようにそれらの実態をよく把握しまして、これはこうする、これはこうする、こういうふうな形におきましても中央も今後十分財政的にも考えてあげる、こういうふうには私は考えておるわけでありまして。

○北山委員　しかし実態を把握してというお言葉ですが、財政白書を出されておるといふことは、いざある程度政府が地方財政自体を把握しておるんじゃないかと思うのです。いろいろな調査の結果、政府の財政白書が出ておる。その中に赤字原因としてはこれこれだといふことが書いてある。従つて、もはや考える、考えるという段階じゃなくて、対策の段階だと思つて、いつまでも考えられては困る。地方財政の問題はもうすでに数年前から言われておるのです。当時の政府もよく調査をしてとか、考えてとか、あるいは地方制度調査会の意見を聞いてとか、いろいろそのつどただ口実を設けて先へ先へと延ばしておつた、そうしてこの問題をますます深刻ならしめて、だからもう考える段階じゃなくて、調査ももうできておるのだから、あとは対策の段階だと思つたのです。今にしてその対策を立てなければ、地方財政は破滅してしまうのであります。特に制度の問題とかあるいはいろいろ今申されましたが、たとえば今地方財政を圧迫している一つの財政需要は、例の地方債の元利償還が非常に多いという事です。地方債の元利償還金は今年度で地方団体が払うのが五百十億あるのです。これは二年間に二倍になつておる。昭和二十八年は二百五十億だったのですが、昨年は三百八十億になり、これは五百十億と急増して参つておる。ところがこの元利償還金というものは、交付税の計算の場合にはほとんど認められておらない。その一部だけが、五十何億だけが財政需要額として認められておるのである、あとの大部分というものは地方団体が自分の財源でまかなうという事になつております。こういうような措置が今までずっと行われてきておる結果として、赤字が出てきておる。しかるにこの地方の起債といふものはそれ

方団体が勝手に金を借りたんじゃないで、御承知のように起債の許可というものが、政府が計画を立てて地方債の毎年度の計画を立て、地方債を許可して事業をやらしておるわけなんです。従つて地方債そのものも正当な財源として国の方で地方団体に認められた財源なんだ。一つの政府の財政金融政策の一部なんです。だから国の方は公債を発行しないで地方団体に公債を発行をさせておるとも言える。そういうことを戦後やってきました結果として、今申しましたように元利償還が毎年ふえて参つてきている。こういうことはもう明らかなんです。だからこれに対して一体どういふふうな対策を立てるか、私どもからいへば、こういうふうな原因によつて出てきた地方債の元利償還の大部分は、やはり国の方でめんどうを見るべきが当然である。このように考えるのですが、大蔵大臣はどのようにお考えでしょうか。

○一萬田國務大臣　御質問は二点にアつたようであります。一点は、もう考える、考えるという時期じゃない、具体的にやるべきだ、こういう御意向、全くその通りと思つた。ただ私どもとしては、まだ内閣を作つて数カ月、ひまがないからこう申しておるのですが、これはほんとうに早く具体的な案を作つて、これを片づけていかねばならぬというところは間違いないのであります。そういうふうなつもりをいたしております。

それから地方債が非常に多い、これはやはり私は長い間の地方の財政の規模が不適正であつたといふところから来ているだろうと思つたのであります。言いかねば租税等の収入によつて、あるいは中央からくる財源、というものによつてまかなうべきものをこえて、地方で仕事が行われる、そういうことも私は多かつたと思つた。その結果どういふことであるかといへば依然銀行の借入れに依存しておる。私銀行に長くおつたのですが、地方団体の銀行に対する借入れが非常に多い。それで借り入れたのは結局赤字に固定をしまして、それがまた起債になる、債券に返つていく、こういうふうな累贅をしてきたと思つたのです。それならそういうふうな地方債について何か中央が指図してワケを与えておるかといふと、そうではないのであります。これは地方がそれぞれ財政計画を立て、そして租税等の収入が幾ら、残りは結局借入金または債券による、こういう形になつておる。こういう点から考えても、地方財政について中央が何もできない。ただ大蔵省にしても、預金部の金を、要するからといつて地方が来るときに、そういう貸借の關係を通じて地方財政に寄与していく、こういうふうな状況にもあるように考えるのであります。こういう点は今後何らかの国全体として考えることもいいのではないかと、むしろそのために何らかの地方を縛つたり、地方の自由な程度を拘束しては行かないのであります。何かいい有機的な連絡はないかと私は考えておるのであります。

○北山委員　それは大臣が地方財政のことをきつぱりわからないからである。一体地方財政は、金を借りてどんな仕事をやっていくような、それはどの自主性がないのです。地方財政の借金、起債は、みな大蔵大臣が許可しているでしよう。しかも一般財源には起債を許さない。この事業についてこれだけ金が借りたといふので自治庁長官と大蔵大臣に出して、そうしてこまかい査定をして許可をしておるでしよう。今までもずっとそうやってきておる。自分で許可をしておきながら、借金を勝手にやって勝手な仕事をしておるなどというのは、自分でやったことを自分でしかつておるようなことで、実際の制度を何も心得ておらないような、まことに認識不足といふか、でたは間違いだと思つた方がどうか。

○一萬田國務大臣　私が申し上げるの

だと思ふのですけれども、国は、税と専売益金を合せて大体九〇%以上が確定した財源でとられております。借金は一銭もしておいでにならない。地方は約一兆の予算の中で、地方の税金は三千五百億しかございせん。雑収入が約一千億。これだけが地方の自主的にまかない得る財源であります。それで一兆に近い予算を組んでおる、組まなければならぬということ。昭和二十九年度においても、政府の補助金の総額は約二千七百億をこえております。大体これが二分の一の補助としても、二千七百億は地方になきやならぬ。従つて、財政をどうに圧縮いたして参りましても約一千億近いものは半年度において、どうしても借金をしなければ地方財政は立つていかぬのであります。もし大臣が先ほどの御答弁のようなことであるとすれば、私は非常に大きな誤りだと思ふ。北山君が申し上げておられますように、年々ふえて参ります地方債は、三十年度の未償還額を見てごらんさい四十五億でございます。これの元利払いは三十年度で五十億、三十五年になつてごらんさい、このままの姿で毎年一千億ずつ起債をふやして参りますと、大体八千億以上の赤字が出てくる、約九千億になる。元利払いが約一千億になる。こういう事態が今日起きておるのです。それを大臣のようにも地方が財政に見合ふない仕事を過ぎるからと言ふと、財政に見合ふ仕事をしたら四千五百億の仕事しかできない。そうすれば国の仕事は一切停滯することになる。私は大臣のその認識を改めてもらいたいと思ふのです。何も地方が借金しておることは、地方のでたらめなん

だ、地方が仕事をやらねばならぬから、そういう赤字が出てきたのではないのです。だからもう少し地方の財政というものと国の施策の基本というものと、さらに国が行おうとする各種の事業に対する地方財政の負担がどれくらいかということくらいは、一つ大臣も知つておいてもらいたいと思ひます。大臣はその点お気づきになつていないのかどうか。もし大臣がその点にお気づきになつていないとするならば、それは下僚の諸君が悪いと思ふ。もう少し地方財政というものをはつきり大臣に教へておいていただきたい。そうしなければこれから議論なんかできやしません。大臣はその点十分御了承ですか。

それからもう一つ私はつけ加えておきますが、今日地方財政の独自に持つておりますいわゆる固有の事務という仕事、それから国が義務づけた仕事、同時にもう一つは国の施策に基づく、必ずしも義務づけてはいないが、基く仕事、こういう三つの段階が地方に当てがれておる。従つて地方の固有の事務は、地方がやるべきでしようが、あとの二つのものは、国の施策に基づく、国の施策を円満に遂行するための地方の負担であります。それを国が行おうとするときに、さつき申し上げたような財政負担になつてゐる関係から、どうしても一千億以上というものは借金にならざるを得ないのであります。もしこれを借金しないで済ませるとするならば、国の施策は何も行われなかつたと思ふ。その点について大臣はどうお考えになりますか。具体的にひとつ詳しく数字を言へというなら、もっと詳しく数字を言ひましよう。

○一萬田國務大臣 私、先ほどからお答へしておるのは、何も国が責任がないとか国はしないとか、そういうようなことじゃないのであります。先ほどから申し上げますように、国は当然地方に対していたすべきことはなさなければならぬ、そういうふうに申しておるのであります。それにはやはり今後たくさん赤字を抱へておる地方団体の再建をいたしましては、ここで一べん従来の点をよく見て掃除したい、そうしてそのうちには、なるほどまた国が仕事をさせたから当然金を出せばよい、こういうものがあります。しかし、国の仕事をさせ過ぎる点もありはしないか、国の仕事自体をもう少し考へて、その財源に相応したものを地方にしたらどうかということもやはり考へていなければならぬ、そういうふうな財源とやるべき仕事のボリュームをなるべく合致させるようにしていかないとかなかなかよくいかな。そういう点がどつちかというに従来、——あるいはこれは私の見解が間違つておるかも知れませんが、仕事はどうも多過ぎた、ような感じが私はするのであります。その点を今後調整する必要がないだろうか。先ほどお話のような点について、中央が今後地方に対して手を差し伸べるべきものについて決してやぶさかではない、ただそれをばつたりさせるべきだ、こういうふうな考え方を私はいたしておるわけでありま。

○北山委員 私の聞きたいのは、国にも責任があると言われましたが、しかし言葉の中にはどうも地方では何でもかんでも国にたよる、これもいかぬとも、まあそれも一つの見解でしよう。ただ問題になりますのは、五百八十六億の赤字に対して三百億の措置しか考へておらない。あとの三百八十六億はどうするかということが一つです。

それからもう一つは、地方にも節約してくれというふうな考へえのようでありま。今年だけのことを考へても、相当地方団体が心がけて節約しても、今年は一兆四百億ぐらゐかる。これは自治庁の方で当初大蔵省の方に折衝した金額が一兆三百五十億なんです。それを大蔵省の方で査定をして吹き飛ばしてしまつたのであります。とにかくそれくらい金がかかる。それを、今年の政府の財政計画は九千八百幾らです。そうすると、今年だけでも政府の財政計画と実態との食い違いは五百億ないし六百億になる、それだけの財源不足があるわけですから、そこでそれは節約するか、税金をよけい取るか何かしてやらなければその食い違いは埋まらない。ですから、地方団体としては過去の五百八十億の赤字を抱へて、今年だけでも五百億、六百億の財源不足、合せて一千億以上の財源不足があるわけですから、これを解消しようと思へばこれはなみだいていじやない。これに対して政府が今年度考へたのは、たつた二百億の再建債、しかもそのうち政府資金というのはたつた五十億です。こんなことで一体政府は責任を持つて地方財政の問題に措置したといふことができるかどうか。まことに冷淡きよまるる冷酷無残なやり方であると同時に、こんなことは実行不可能だと思ひます。過去の赤字の五百八

十何億に対してその一部しかこれを措置しない。しかも今年分だけでも五百億ないし六百億の食い違いがある。これに対しては財源措置をしない。それであとでは地方団体にしかるべく再建計画を出させて締めつけていくといふ、ちやうど銀行が企業に対して企業整備をやらせると同じようなやり方です。お前の方で首を切るような計画を立ててこい、それならば金を貸してやる、これと同じです。今度の地方財政再建整備の法律がそんな冷酷なことを地方団体に考へるといふのは、どうも先ほど門司さんが言われたように、地方行政なり地方公共団体というものを對して、大蔵省としては勘違いをししておるのではないか。私もから言ふならば、地方公共団体というのは国と親子の関係です。同じ仕事を一緒にやつてゐる。国の今年度の失業対策にしろ、あるいは住宅政策にしろ、あるいは社会保障の拡充にしろ、あるいは教育の政策にしろ、あらゆるものが地方団体を通して国民に対して政策を行なつておるでしよう。一緒になつて仕事をしておる。一体である。いおば特別会計みたいなものです。これに対して他人行儀な、何か別な企業みたいな考へ方を持つて大蔵大臣は考へておるのではないか。そうでなければ今年のこの政策のような冷淡な政策は取れないはずだ。地方財政というものの実態に即して、もっと適切な政策が行はるべきである、こういう考へ方からお聞きするのです。従つて私はお尋ねするのですが、一体今申し上げたような今年の財源不足五百億ないし六百億、それから過去の赤字五百八十六億合せて千百億以上の財源の食い違いに對し

て、たった二百億という措置でもつて、あとは地方団体にやらせようというのですか、これをお聞きします。

○一萬田國務大臣 当時の再建整備につぎましては、今申し上げたような状況下にあったことは事実であります。

数字については大蔵省の方にも報告いたしております。

○北山委員 中間報告であるうがなかろうが、もしもでたらめな数字であるなら発表なさる方が悪い。発表する以上は、とにかく大体こういう赤字の見込みであるという確信のもとに、中間発表なさったのであらうと思うのです。そうでない、将来どうなるかわからぬような数字なら、発表なさる方が悪い。この点について大蔵省は赤字は一体どのくらいだと思っているのですか。

○正示政府委員 私から便宜お答え申し上げます。私どもの方には、ただいま自治庁行政事務次官がお答えのように、中間的に報告をいたしておられますが、午前中お答えいたしましたように、いろいろの要素を加味して考えまして、私どもは昭和二十九年年度の赤字はある程度出るかというのを心配いたしております。それにいたしまして、二十八年度における増加の状況から推して内輪になるものというふうには考えております。

○北山委員 そうすると、三十年度は二百億だけであとは何もしない。そうすると三十年度は——見解とか考え方とか、そういう問題じゃないのです。地方団体というものは毎日生きているんですから、毎日仕事をしているんですから、金も払っているんです。だから来年度に何か考えようという、これはそれで済むんじゃないのです。この今申し上げたような食い違いは、どうしろというのですか。五百億ないし六百億の財源不足、それから過去の赤字の累積五百八十億のマイナス二百億で三百八十六億、これはどうしろというのですか。

○北山委員 自治庁にお伺いします。大蔵省は認めてない。それから五百八十六億というの自治庁だけの赤字である、政府全体としてはそのような赤字は考えておらないというのか。大蔵省は認めておらないというのか、どうですか。

○北山委員 一向答弁になっておられぬ。大蔵省としては赤字が、自治庁のいう五百八十六億、そんなにはならぬというのですか。そうすると二十八年度の赤字についてはどうなんですか。自治庁で五百八十六億の赤字見込みというの、一体どこから算定したものでしょうか。それ相当の基礎資料なり何なりがあって、五百八十六億という表裏で刷って、ちゃんともらってある。これは中間発表であるうが、一応根拠のある数字だと思ふのです。これを大蔵省は信用しないというのですか。

○北山委員 ただいま御指摘になりました数字につきましては、各地方団体から聴取いたしました調査に基くものでございまして、先ほど申しましたように中間の報告でありますため、なお幾分の変動があるかと思ふのでございまして。市町村分につきましては、この赤字額は今のところは推定をした数字でございまして。

この見当の赤字に対しては、どういうふうな措置をされるというふうにお考えになるか、この点をお聞きしておきたい。四百六十二億は一応はわかりました。二十九年度に生じた赤字というものは、この法律は二十九年度の累積された赤字の処置ですから、その分についての処置をどういうふうにされるようとするのかを、私関連して聞いておきたい。

○一萬田國務大臣 今の整備につぎましては、先ほどから申し上げましたように赤字については二十八年度四百六十億ですか、そういうことを対象にいたしまして、そのうちの二百億を債券でやるようにいたしまして、応急的に当時判明しておりました赤字を取り上げまして、まずこれをたな上げをして、そうして後年度における赤字を出さないようにという方針で組んだわけでありまして。しかし先ほど申し上げましたように、三十年度の国の予算におきましては非常にきびしい予算でもありますが関係で十分御満足のものではない、そういう意味でいろいろ御意見があるうと思ひますが、またこれは三十一年度の予算の場合に考えて、そうして三十一年度を通じてしっかりと基盤の上に地方財政を置きたい、こういうふうには私は考えておるわけであり

○北山委員 どうもさっぱり大蔵大臣の答弁はわけがわからない。ただいま言葉の端々を聞きますと、二十九年度の赤字五百八十六億、これは決定ではないでしようが、自治庁が発表をし、報告をしているんです。これはうそだというのですか。これだけの赤字はないというのですか。

○一萬田國務大臣 二十九年度の赤字を自治庁がどういうふうに言っているか——これはまだはっきりしていないと思ひます。

○北山委員 自治庁にお伺いします。大蔵省は認めてない。それから五百八十六億というの自治庁だけの赤字である、政府全体としてはそのような赤字は考えておらないというのか。大蔵省は認めておらないというのか、どうですか。

○北山委員 とうも私どもは赤字の数字、二十八年度の赤字、あるいは二十九年度の赤字というふうな、いろいろ資料をもらつたり、報告をもらつたりするんですが、これは政府の一応まとまつた中間報告なりあるいは資料である、こう考える。ところがただいまの

お話によりますと、大蔵省の考え方と自治庁の考え方とに食い違いがあるようです。赤字の数字についても、見解の相違があるようです。このように政府の部内においても赤字の数字について、調査についても一致を見ておられない。

○大矢委員長 自治庁はどうなんでしょうか。今までの各資料を配付されたのは、そういう説明つきだったのですか。私どもは調査に基いての確定な一つの数字が出たと思っておりますが、後藤財政部長はどうなんですか、今の質問に対して。

○後藤政府委員 二十九年度の赤字の概算額は、私どもも調べる必要がございましたし、かねがね委員会からの御要求がございましたので、急いで調べております。従ってこれが正しいものであるかどうか、決定版ではもちろんございません。この推計を掲げたという事は、備考にも書いてございますように、まだはっきりした数字でないものであります。一応この程度の赤字が出そうだが、こういうふうにお読みを願いたいのであります。従って確定したところで財源措置を願うというふうには、私どもも考えております。

○北山委員 そうすると、それはいろいろ確定するのですか。それからもう一つは、一応中間発表としてそのように自治庁から出ておる。これに対して

大蔵省は疑いの念を持っており、それだけ出ないだろうという見解のようであります。あくまでそういう見解で大蔵省は進まれるのであるか。

それから、二十八年度の赤字についての自治庁の考え方と、自治庁の考え方が食い違っているようにも聞いておるのです。二十八年度の赤字について、両者の見解がいつまともるか。中間発表だから推定ではあるにしても、そういう推定についても意見が食い違っているのは困る。これは重ねて伺いし

○後藤政府委員 二十八年度の赤字四百六十二億につきましても、これは地方団体が出してきた資料をこまかく見ますと、必ずしもその数字とびつたり合った数字でない。たとえば、単独事業の繰り越しを赤字に見ておる団体もあるようでありまして、財源をつけて事業繰り越しをしておるものも、やはり赤字のような計算をしているところもございまして、四百六十二億を洗って参りますと、不確かな点もございまして、しかし、われわれの手元集まった数字を一定の規模でもって測定いたしますと、四百六十二億になる。こういうふうには申し上げております。

二十九年度のもののにつきましても、同様な推定をいたしておりますが、これは一部に未定の数字が入っております。府県は大体全部調べたつもりであります。市等につきましても、われわれが考えておりましたものよりも少い場合もあるんじゃないかと思ひまして、一応百二十四億ぐらいの赤字ではないか、こういうふうには推定をいたし

ております。これは決算が大体十月ごろにはある程度はつきりして参りますので、十月過ぎればある程度まとまった数字になる、かように考えておる次第であります。

○正示政府委員 ただいま自治庁の財政部長からお答えになりましたように、私どもも大体考えております。ただ先ほど申し上げましたように、四百六十二億という二十八年度の赤字につきましても、その内容を分析いたしますと、再建整備の対象にすべきかどうかという点については、相当検討の余地があったわけでありまして、従って、二十九年度において一応形式的あるいは実質的のどの程度の赤字が生じまして、これに対して、国としていかなる措置をとるかということについては、なお内容を慎重に検討しませんが、決定をいたしかねる、そういうことだけははっきり申し上げます。

○門司委員 今の北山君の質問に関連して聞いておきたいと思ひます。あしたでも大蔵大臣に出てきてもらって、地方財政の根本問題を聞きたいと思ひます。きょうはごく簡単に聞いておきたいと思ひます。これは、自治庁も大蔵省も、三十年年度の財政計画に赤字は出ないという確信がございまして、これは自治庁の方が責任を持っておりやうになるわけですから、私どもとしては、三十年度は赤字が出ないようによつて下さることを期待いたしております。

○永田政府委員 自治庁といたしましても、赤字が出ないようによつていたいただきたいことを極力希望はいたしておりますが、あるいはある程度の赤字が出るようになるかもしれないというこ

とも考えております。

○門司委員 そうだとしますと、知事会議あるいは市長会あたりから出ている数字は必ずしも一致しておりませんが、しかしいづれにしても三十年年度の財政計画では、地方はとうていやっていけないという陳情をしていることは御存じの通りであります。従つてわれわれもそういうことになるだろうと思ひますが、聞いておきたいことは、政府は将来の財政計画に対するはつきりした見通しをお持ちになつておられるかどうかということでありまして、ばく然としたことを聞くようでありまして、今話を聞いておきますと、財政計画についてのいろいろな根拠からくる数字の問題は、水かけ論みたいなものでなかなかはっきりつかめないものであります。たとえば再建整備の対象にしようとする二百億の赤字の根拠というやうなものも、一体どこから政府がお出しなつたのか、この点はつきりしているなら、お聞かせを願いたいと思ひます。

○後藤政府委員 二百億をきめましたのは、二十八年度の赤字団体の中で、県は、再建計画を立てました場合に、三年以上の再建計画を必要とする県、市町村は、四年以上の再建計画を必要とする市町村を選んできましたと、約三百億になつたと思ひます。この三百億になりましたものの中で、直轄事業の分担金の赤字の分と、先ほどちよつと申しましたわれわれが見て赤字と称し得ないようなものもございまして、約二百億になつたのであります。従つてその二百億は、財源措置を要するものと

考えまして、お願いいたしましたのであります。

○門司委員 どうもその点私にははつきりわからぬのですが、政府の出している数字を見ましても、昭和二十八年までの純赤字——繰り越しその他を入れない四百六十二億という数字の前の数字が二百六十億になつておるはずで、この数字は、今の二百億と見た推定の中からはくると、あまりにも二百億という数字が小さ過ぎはしませんか。あなたの方から出た資料にはつきり書いてある実質的赤字と称する四百六十二億は、今の後藤君の説明のように、政府から見れば赤字とは思えない事業の繰り越し、繰り延べ、あるいは支払の延期等が含まれておるので、そう見えるかもしれない。しかし純赤字と目されるものが、政府の統計で、府県が二十一、市町村が四百六十六と書いてあるからこの数字は間違いないと思ひますが、これが二百五十億という数字になつておる。そうすると、今の後藤君の説明はおかしいじゃないか。どう考えてもそういう数字は私には出ないと思ひます。

○後藤政府委員 私どもは赤字の問題と、再建整備を要する団体、つまり資金を与えて再建整備をする団体の資金の量というものは違ふ、こういう考え方をいたしております。従つて赤字の団体の中で、先ほど申しました県は三年以上、市町村は四年以上の再建計画を要する団体の赤字は、おそらく資金を要するであろう、こういう考え方から選んで個々に當つてみますと、府県が十九くらい、市が七十、町村が四百くらいになつたと思ひますが、そういうものの数字を合せて参りますと、

出るようになるかもしれないというこ

三百億になるのであります。そのうちから先ほど申しましたようなものを控除しますと二百億、従って二百億の資金があれば再建整備債としては一応十分ではないか、こういうふうな考えたのであります。

○門司委員 いずれも推定ですから水かけ論になると思う。少くとも政府は再建整備をしようとするならば、実質的赤字ぐらゐは対象にしておきませんと、実際上の運営は困難だと思ふからさつき聞いたのでありまして、これは政府の見込みとわれわれの見込みとの相違であつて、別にこれ以上議論する必要はないと思います。

その次に、これはまた北山君の質問もあると思いますので、一応大蔵大臣にごく簡単なことを一つだけ聞いて、あとの参考におきたいと思ひますが、三十年代から赤字が出ないつもりだと大蔵省は言っておりますが、自治庁の方は出るかもしれないと言つておる。私どもは出ると思ひます。今までの予算折衝の経過をずっと見ると、一晩のうちに百四十億が消えたりなんかしてるところから見ると、私は計数的に必ずしも合つたものとは思ひません。だから赤字は必ず出ると思ひますので、数字のことは別にして、大蔵省として、三十年代以降においては地方財政に対して赤字の出ないような処置をとるといふお考えがあるかどうか、このことを先に聞いておきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 三十年代以降におきまして、地方財政において赤字が出ないような措置を講じたいと思つております。

○門司委員 もし大臣が講じたいとい

うお考えであるなら、どういふ処置をとられるのか、構想がございますならば、一つこの機会にお聞かせを願つておきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 これはなお自治庁長官その他ともよく相談しなくてはなりません。ある程度の財源の措置もとりたいと思つております。

○大矢委員長 ちよつと委員に申し上げますが、ちよつと四時ごろに恩給法の採決があるそうですが、定員が足らぬからぜひ出てくれという議長からの請求がありますから、本日は……。

○鈴木(直)委員 ちよつと関連して。

ただいま大臣のお話のうちに非常に私たち大臣を信頼したような氣になつたのです。そのうちの三十年代以降とお話になりましたが、それでいいのです。三十年代以降の地方財政に赤字の出ない措置をしたいと思ふということですが、三十年代以降であるかどうか、それをはつきりしていただきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 三十年代において何か措置することはありません。三十年代以降において考へるということです。

○大矢委員長 明日はぜひ大蔵大臣の出席を願つて審議を継続することにいたします。

次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十三分散会

昭和三十年七月十二日印刷

昭和三十年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局